

## 静岡県公安委員会規程第6号

道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う関係公安委員会規程の整理に関する規程を次のように定める。

令和2年7月31日

静岡県公安委員会委員長 小長谷 修 誠

道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う関係公安委員会規程の整理に関する規程  
次に掲げる公安委員会規程の規定中「第117条の2の2第11号」を「第117条の2の2第12号」に改める。

- (1) 高齢者講習の実施に関する規程（平成10年静岡県公安委員会規程第4号）第4条第3号イ
- (2) 停止処分者講習の実施に関する規程（昭和47年静岡県公安委員会規程第4号）第4条第3号イ
- (3) 違反者講習の実施に関する規程（平成10年静岡県公安委員会規程第5号）第4条第1項第3号イ

### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。